小田原市報

号外

選挙特集号

昭和28年2月10日

発行

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138

編集兼発行人
石井重治

印刷人
石橋貞吉

定価一部三円

市長選挙行わる

来る二月十八日、いよいよ市長選挙が行われます。これからの四年間の市の首長をきめる大切な選挙で、有権者一人一人にとつて責任のある選挙です。

投票日は二月十八日

午前七時から午後六時まで

御存知ですか

投票の心得いろいろ

◎どうして候補者を知るか

まず、よく聞き、よく見て、よく考えることですが、その方法に次のようなものがあります。

1 個人演説会
2 立会演説会
3 街頭演説
4 候補者の行う選挙運動

このような方法を通じよく人物を比較し、よく考えて、あなたの信ずる人を選びましょう

◎選挙のできる人は

基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿の何れかの名簿に載つている人です。

◎投票時間は

投票日の午前七時から午後六時まで。

当日、会社、工場などで仕事に従事中の人は雇主に「投票に行くから」と諒解を得て投票場へお出掛け下さい。雇主は、このような場合には、投票に必要な時間を与えなければならないことに、法律で定られております。

◎投票の方法

投票日には、有権者の皆さんが御自身で投票所へ行つて投票しなければなりません。

投票所へおいでになるときは必らず、予め配布された「入場券」を御持参願います。

投票用紙をもらい、御自分の選んだ候補者の氏名を、ハッキリと書き、投票箱に入れます。余計なことを書いたり、しるしをつけたりすると投票は無効になります。

◎投票の秘密は絶対に保障されています

投票用紙に誰を書いたかは、絶対に分らないことになつております。それは投票が終ると、投票箱には、すぐ鍵をかけ、投票管理者が立会人と共に、厳重に扱つて開票所へ持つて行きます。すべての投票箱が集められた上で、定められた時間に、有権者の参観を許して、その目の前で、つぎつぎに投票箱を開いて、投票用紙をよく混ぜ、これがどの投票箱に入つていたか分らないようにした上で、投票の計算をします。

誰に投票したかということは、決して他人には判りません。投票の秘密は、憲法と公職選挙法で絶対に保障しています。

◎手の不自由な人は字の書けない人は

手が不自由とか、字を知らないために、字が書けない人でも、自分の入れたいと思う候補者さへ決めて投票所に行けば、投票ができます。

「代理投票」というのがそれで、投票所で投票管理者にそのことを言えば、選挙管理委員会の者が代つて、その候補者の名前を書いてくれます。しかもその人が誰に書いたかを他人に話せば罰を受けることになつていますから、安心してこの方法を利用して下さい。

◎目の見えない人は点字で投票することができます。

◎不在投票といつて

投票日の当日、船乗りで海に出たり、勤務関係で市外において仕事に従事中の人、止むを得ない用事で市外へ旅行したり、他の土地に滞在している人、県の指定病院に入院中の人このような人は、投票日の前日までに、特別の方法で投票ができます。

詳しいことは選挙管理委員会にお尋ね下さい

市政は市民皆さんのものです
有権者皆さんの一票一票を、
眞に自己の信ずる人に投票致しましょう。

小田原市公明選挙運動推進委員会

公明選挙で明るい市政

小田原市選挙管理委員会・小田原市公明選挙運動推進委員会

市長はどんなことをするか

市長は市の中心的存在

市長の職は、任期四年の公職であつて、憲法及び公職選挙法の定めるところにより、その区域内の住民が直接選挙します。そして市長は、市の万般の事柄について、しめくくりをし且つ市を代表する、という地位を有し、市の色々の仕事の面においては、その中心的な存在であります。

市には、市長のほかに、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員などの各執行機関があり、それぞれ明確な所掌事務と権限をもつて、活動しておりますが、市長は、これらの執行機関を予算的に統轄調整し、すべて、一体として行政機能を発揮するようになつています。

市長の仕事は？

市長は、市の事務を管理し、これを執行するのがその仕事です。

例えば

① 市の経費をもつて支弁すべき事件を執行すること

② 市議会に、予算案、条例案その他の議案を提出すること。

③ 財産及び営造物を管理すること

④ 収入及び支出を命令し、会計を監督すること

⑤ 証書、公文書類を保管すること

⑥ 法律又は条例の定めるところにより、市税使用料、手数料及び夫役現品などを賦課徴収すること

などが主なものです。

市長は国の行政機関の地位も併せもつ

市長は、市の職員でありますが、法律又は政令の定めるところにより一定範囲の国の事務を委嘱され、その範囲内においては、国の行政機関として活動します。

例えば

① 統計調査に関すること

② 戸籍に関する事務

③ 土地台帳、家屋台帳に関する事務

④ 伝染病予防法の定めるところにより、患者の隔離収容、消毒方法及び清潔方法の代執行を行うこと

⑤ 主要食糧の管理に関する事務

その他種々の国の事務を執行し、又、必要があるときは「規則」を制定する権限をもつています。

選挙運動の禁止事項

だれでも知つていなければならないこと

選挙の公正を図るため、選挙運動について、公職選挙法は、種々の制限又は禁止をしています。そのうちには、候補者ばかりでなく、だれでも是非心得ておかなければならないことが色々あります以下、これについて禁止事項を略記してみます。

◎戸別訪問は全面禁止

候補者、運動員に限らず、だれでも、選挙に関して、投票をたのむなどの目的で、戸別訪問をすることはできません。

又、選挙運動のために戸別に、ある候補者の名前を言い歩いたり、どこそこに演説会がある、というようなことを言い歩くことは、戸別訪問とみなされ、矢張り禁止。

◎署名運動の禁止

だれでも、選挙に関して署名運動をすることはできません。

◎飲食物の提供の禁止

だれでも、選挙運動に関して、どんな名儀をもつてするを問わず、飲食物を提供することはできません。但し湯茶はかまいません。従つて、陣中見舞ということで酒や菓子を選挙事務所へ届けたり、候補者が自分の費用で運動員等に接待することは違反となります。

◎氣勢を張る行爲の禁止

だれでも、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来するなどのことによつて、気勢を張る行為をすることはできません

◎地位利用の選挙運動の禁止

学校の校長や教員は、児童、生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

◎未青年者の選挙運動は禁止

年齢満二十才に満たない者は、選挙運動をすることができません。又、だれでも年齢二十才に満たない者を使用して選挙運動をさせることはできません。但し選挙運動のための労務に使用することはかまはないことになつております。そこで、選挙運動と労務とは、どう違うか、ということが問題となつてきます

例えば「○○候補にお願いします」というのは明らかに演説とみなされるので選挙運動の範囲に入り、又「○○候補、○○候補」と連呼するような場合においても矢張り単なる労務に従事しているものではなく選挙運動と認められるものと解釈されています。従つて、選挙運動に関する労務とは、選挙事務所のお茶くみとか、筆耕とかポスターを貼るとかの場合に限られると解すべきです。